

八代市議会 12月定例会議案

(令和6年11月25日招集)

(その2)

目 次

- 議案第157号 令和6年度八代市一般会計補正予算
- 議案第158号 令和6年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第159号 令和6年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第160号 令和6年度八代市介護保険特別会計補正予算
- 議案第161号 令和6年度八代市水道事業会計補正予算
- 議案第162号 令和6年度八代市下水道事業会計補正予算
- 議案第163号 契約の締結について
- 議案第164号 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議案第165号 八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第166号 八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

契約の締結について

本市は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 八代市衛生処理センター解体工事
- 2 工 事 場 所 八代市郡築十二番町243番地2外
- 3 契 約 金 額 373,326,800円
- 4 契約の相手方 吉田開発・岡崎工業建設工事共同企業体
代表者 八代市鏡町鏡548番地1
株式会社吉田開発 八代営業所
営業所長 魚住 由香里

令和6年12月6日提出
八代市長 中村 博生

(提案理由)

本市が予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約を締結するには、八代市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年八代市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

八代市長等の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月6日提出
八代市長 中村博生

(提案理由)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長等の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八代市長等の給与に関する条例（平成17年八代市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第2条 八代市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八代市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出
八代市長 中 村 博 生

(提案理由)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 (八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八代市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年八代市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「309,200円」を「310,000円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第28条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」を「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」に、「100分の58.75」を「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第31条第2項第1号中「加算した額に」を「加算した額に、6月に支給する場合には」に、「100分の122.5」を「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」を「勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には」に、「100分の58.75」を「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
務職								
員以	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
外の	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
職員	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100

11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600

55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				
96		300,100	348,200				
97		300,300	348,400				
98		300,600	348,800				

99		301,000	349,200				
100		301,400	349,500				
101		301,600	349,800				
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					
125		308,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基準給料 月額						
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円
前再	1	291,400	370,000	426,700	484,400
任用	2	293,700	372,600	428,700	486,200
短時	3	296,000	375,100	430,700	488,000
間勤	4	298,200	377,600	432,600	489,800
務職					

員以 外の 職員	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	385,300	439,500	487,700	546,600
	36	386,700	440,900	489,600	548,300
	37	388,100	442,300	491,500	549,800
	38	389,600	443,700	493,200	551,400
	39	391,100	445,100	495,000	552,800
	40	392,600	446,500	496,800	554,400
	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200

48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600
63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	

	90		489,800		
	91		490,400		
	92		490,800		
	93		491,300		
	94		491,900		
	95		492,500		
	96		493,000		
	97		493,500		
定年前再 任用短 時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 301,700	円 344,400	円 399,500	円 473,300

備考 この表は、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

第2条 八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に、「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を「100分の60」に改める。

（八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年八代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額（円）の欄中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「47

7,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に改める。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

第4条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年八代市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第4項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第8条第2項中「同条第3項」を「前条第3項」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300
2	184,600	231,500	262,300
3	185,800	233,000	263,300
4	186,900	234,500	264,300
5	188,000	236,000	265,300
6	189,700	237,500	266,300
7	191,300	239,000	267,300
8	192,900	240,500	268,300
9	194,500	242,000	269,300
10	196,200	243,400	270,300
11	197,800	244,800	271,300
12	199,400	246,200	272,300
13	201,000	247,400	273,300
14	202,700	248,600	274,300
15	204,400	249,800	275,300
16	206,100	251,000	276,400
17	207,400	252,100	277,400
18	209,000	253,200	278,700
19	210,600	254,300	280,000
20	212,100	255,400	281,200

21	213,600	256,400	282,500
22	215,200	257,400	283,800
23	216,800	258,400	285,000
24	218,400	259,400	286,200
25	220,000	260,400	287,300
26	221,700	261,300	288,500
27	223,000	262,200	289,800
28	224,300	263,100	291,100
29	225,600	263,900	292,400
30	226,700	264,700	293,400
31	227,800	265,500	294,400
32	228,900	266,300	295,500
33	230,000	267,000	296,600
34	231,100	267,800	297,800
35	232,200	268,600	298,900
36	233,300	269,300	300,100
37	234,400	270,000	301,300
38	235,400	270,800	302,600
39	236,400	271,600	303,900
40	237,300	272,300	305,200
41	238,200	273,000	306,500
42	239,100	273,800	307,800
43	239,900	274,600	309,100
44	240,700	275,300	310,400
45	241,400	276,000	311,700
46	242,000	276,700	313,000
47	242,600	277,400	314,300
48	243,200	278,100	315,400
49	243,800	278,800	316,300
50	244,400	279,500	317,600
51	245,000	280,200	318,900
52	245,500	280,900	320,200
53	246,000	281,500	321,400
54	246,400	282,200	322,700
55	246,700	282,800	323,900
56	247,000	283,500	325,100
57	247,300	284,100	326,400
58	247,600	284,800	327,500
59	247,900	285,400	328,600
60	248,200	286,100	329,700
61	248,500	286,700	330,400
62	248,800	287,400	331,300
63	249,100	288,000	332,000
64	249,400	288,500	332,800

65	249,700	289,000	333,600
66	250,000	289,600	334,000
67	250,300	290,100	334,600
68	250,600	290,700	335,300
69	250,900	291,200	336,100
70	251,200	291,700	336,800
71	251,500	292,300	337,500
72	251,800	292,900	338,100
73	252,100	293,400	338,600
74	252,400	293,900	339,200
75	252,700	294,300	339,700
76	253,000	294,600	340,300
77	253,300	294,800	340,600
78	253,600	295,100	341,100
79	253,900	295,300	341,500
80	254,200	295,600	341,900
81	254,500	295,800	342,300
82	254,800	296,000	342,800
83	255,100	296,300	343,300
84	255,400	296,500	343,800
85	255,700	296,800	344,100
86	256,000	297,100	344,500
87	256,300	297,400	344,900
88	256,600	297,700	345,300
89	256,900	298,000	345,600
90	257,200	298,300	346,000
91	257,500	298,600	346,400
92	257,800	299,000	346,800
93	258,100	299,200	347,000
94		299,400	347,400
95		299,700	347,800
96		300,100	348,200
97		300,300	348,400
98		300,600	348,800
99		301,000	349,200
100		301,400	349,500
101		301,600	349,800
102		301,900	350,200
103		302,200	350,600
104		302,500	351,000
105		302,700	351,500
106		303,000	351,900
107		303,300	352,300
108		303,600	352,700

109		303,800	353,200
110		304,200	353,600
111		304,600	353,900
112		304,900	354,200
113		305,100	354,700
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	207,700	240,600
2	209,600	242,800
3	211,400	245,000
4	213,100	247,200
5	214,800	249,400
6	216,700	250,400
7	218,500	251,300
8	220,200	252,200
9	221,900	253,100
10	223,900	254,300
11	225,800	255,400
12	227,700	256,300
13	229,600	257,100
14	231,600	257,800
15	233,600	258,500
16	235,600	259,400
17	237,600	260,500
18	239,600	261,600
19	241,700	262,700
20	243,700	263,800

21	245,600	264,900
22	246,800	266,000
23	248,000	267,100
24	249,100	268,200
25	250,200	269,200

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

第6条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第4項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八代市一般職の職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例(次条において「改正後の会計年度職員給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。